

旅館業の手引

令和8年3月

広島市健康福祉局保健部環境衛生課

環境衛生課環境衛生係（広島市中区富士見町11番27号）

電話：082-241-7408

FAX：082-241-2567

Email：kankyoeisei@city.hiroshima.lg.jp

目次

1	旅館業について	1
(1)	旅館業の許可が必要な施設	1
(2)	旅館業の種別	1
(3)	民泊について	1
2	旅館業と住宅宿泊事業の違い	2
3	構造設備等の基準	3
(1)	施設全般・客室等	3
	客室の床面積の算定方法	4
(2)	玄関帳場	5
	自動チェックイン機により宿泊者名簿の記載・本人確認・鍵の受け渡しを行う場合の要件	6
(3)	共同入浴設備	7
(4)	民泊の場合	9
4	申請者の欠格事項	10
5	旅館の設置場所に関する意見照会について	10
6	旅館業営業許可取得までの流れ	11
7	事前審査・許可申請時に必要な書類等について（旅館業）	12
	記載例1【平面図】	14
	記載例2【求積図及び計算式】	15
	記載例3【暖房、冷房又は換気装置の設置箇所を明示した図面】	16
	記載例4【照明設備の設置箇所を明示した図面】	17
	記載例5-1【給排水経路図】	18
	記載例5-2【給排水系統図】	19
	記載例6-1【玄関帳場に代替する設備の機能に関する説明資料】〈現地記載・画像送信〉	20
	記載例6-2【玄関帳場に代替する設備の機能に関する説明資料】〈事前入力・現地ビデオチャット〉	21
	記載例7【施設入口等へ掲示（又は掲示を予定）する表札】	22
	記載例8【宿泊者に対して行う事前説明の内容及び方法が確認できる書類】	23
8	営業開始後に注意すること	24
(1)	宿泊者名簿について	24
(2)	施設一般について	24
(3)	客室の衛生管理等について	24
(4)	洗面所、便所の管理について	24
(5)	寝具などの清潔について	24
(6)	浴室の衛生管理等について	25
(7)	飲料水、廃棄物の管理について	26
(8)	宿泊の拒否の制限について	26
(9)	差別防止の徹底等について	27
(10)	その他	27
9	関係機関の連絡先	28

法	：旅館業法	条例	：広島市旅館業法施行条例
令	：旅館業法施行令	市規則	：広島市旅館業法施行条例施行規則
規則	：旅館業法施行規則	要綱	：広島市旅館業許可事務及び指導要綱
要領	：旅館業における衛生等管理要領		

1 旅館業について

(1) 旅館業の許可が必要な施設

以下の①～④全てに該当する場合は、旅館業法に基づく営業許可が必要です。

- | |
|--|
| ① 宿泊料を受けていること[法 2] |
| ② 寝具を使用して施設を利用すること[法 2] |
| ③ 施設の管理・経営形態を総合的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあると社会通念上認められること[S61.3.31 衛指第 44 号「下宿営業の範囲について」] |
| ④ 宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として営業しているものであること[S61.3.31 衛指第 44 号「下宿営業の範囲について」] |

(2) 旅館業の種別

旅館・ホテル営業	施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいいます。[法 2-2] 本市では、1 客室の宿泊者を 2 名以上の単一団体に限定する営業形態（単一団体の宿泊予約を受け付けた時点で宿泊者の募集を打ち切り、その客室を単一団体に貸切で使用させる営業形態）をとる場合、旅館・ホテル営業に該当します。[要綱 4]
簡易宿所営業	宿泊する場所（客室）を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいいます。[法 2-3]
下宿営業	施設を設け、1 か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる営業のことをいいます。[法 2-4]

(3) 民泊について

旅館業における「民泊」とは、住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部又は一部を活用して宿泊させる施設のことをいいます。[要綱 2]

次ページに示す住宅宿泊事業法（民泊新法）による住宅宿泊事業の届出を行う民泊サービスとは定義が異なるため、注意してください。

2 旅館業と住宅宿泊事業の違い

旅館業を営もうとする者は旅館業法に基づく許可の取得を、住宅宿泊事業を営もうとする者は住宅宿泊事業法に基づく届出を行う必要があります。

本手引では旅館業を営む上での必要事項を記載していますが、住宅宿泊事業との主な違いは下表のとおりです。

	旅館業法	住宅宿泊事業法（民泊新法）
所管省庁	厚生労働省	国土交通省・厚生労働省・観光庁
許認可等	許可	届出
申請手数料	22,000 円（許可申請時）	なし
営業日数の制限	制限なし	年間 180 日以内
建物の用途等	原則として建物の用途が「 <u>ホテル、旅館</u> 」であること。 ※既存の建物の用途を変更して旅館業許可を取得しようとする場合は、必要に応じて各区建築課へ用途変更の手続きを行ってください。 ※用途変更の手続きが不要な場合でも、建築基準法に適合させる必要があります。	建物の用途が「 <u>住宅</u> 」であり、かつ、次の①～③いずれかに該当する家屋に限る ①現に人の生活の本拠として使用されている家屋 ②入居者の募集が行われている家屋 ③随時その所有者、賃借人または転借人の居住の用に供されている家屋 ※ <u>居住といえる使用履歴が一切ない新築物件では届出不可</u>
用途地域（市街化区域）による建物の用途制限	第一種住居地域（3,000 ㎡以下）、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域に限る 【ホテル、旅館における用途制限】	工業専用地域は不可 【住宅、共同住宅、寄宿舍における用途制限】
必要な構造設備等	次ページ以降に記載	・台所、浴室、便所、洗面設備 ・非常用照明器具の設置（家主同居で宿泊室の面積が小さい場合は不要） ・居室の面積：3.3 ㎡/人以上 など
管理業務	管理業務を委託する場合には、委託契約書、旅館業施設の運営に関する誓約書の提出が必要	原則、国土交通大臣の登録を受けた住宅宿泊管理業者へ委託しなければならない。
消防法令適合通知書の提出	必要	必要

3 構造設備等の基準

(1) 施設全般・客室等

		旅館・ホテル営業	簡易宿所営業
施設全般		<ul style="list-style-type: none"> ・ 適当な換気、採光、照明、防湿、排水の設備を有すること。[令 1-1-3、1-2-3] ・ 床下には適当な防湿方法及び換気方法を施すこと。[条例 8-(1)] ・ 廊下、階段等には、十分な換気及び採光又は照明の装置を設けること。[条例 8-(2)] 	
客室	床面積	一客室の床面積：7㎡以上※ ※寝台（ベッド）を置く場合：9㎡以上 [令 1-1-1]	客室の延床面積：33㎡以上※ ※宿泊者を10人未満とする場合： 一人当たり3.3㎡以上[令 1-2-1]
	構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な換気及び採光又は照明設備を設けること。[条例 8-(2)] ・ 外気に面して窓を設けること。[条例 8-(3)] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な換気及び採光又は照明設備を設けること。[条例 8-(2)] ・ 外気に面して窓を設けること。[条例 8-(3)] ・ 階層式寝台を設ける場合、上段と下段の間隔は概ね1m以上であること。[令 1-2-2] ・ 宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設であること。[法 2-3]
便所		<ul style="list-style-type: none"> ・ 適当な数の便所を有すること。[令 1-1-6、1-2-6] ・ 流水式の手洗い設備を設けること。[条例 8-(6)] ・ 十分な換気及び採光又は照明の装置を設けること。[条例 8-(6)] ・ （窓がある場合）昆虫等の防除設備を設けること。[条例 8-(6)] 	
洗面設備		<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。[令 1-1-5、1-2-5] 	
入浴設備	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。 （近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除く） [令 1-1-4、1-2-4] 	
	共同入浴設備	※7～8 ページ参照	
調理場（設ける場合）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な換気及び採光又は照明の装置を設けること。[条例 8-(4)] ・ （窓がある場合）防じん及びねずみ、昆虫等の防除の設備を設けること。[条例 8-(4)] 	
リネン庫		<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝具（寝台を除く。）を収納する設備が適当な場所に設けられていること。[条例 2-(1)] 	
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の設置場所が学校、児童福祉施設、社会教育施設等の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。[令 1-1-7] 	

客室の床面積の算定方法

客室の床面積は、客室内にある寝室、浴室、便所、洗面所、その他宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積です。

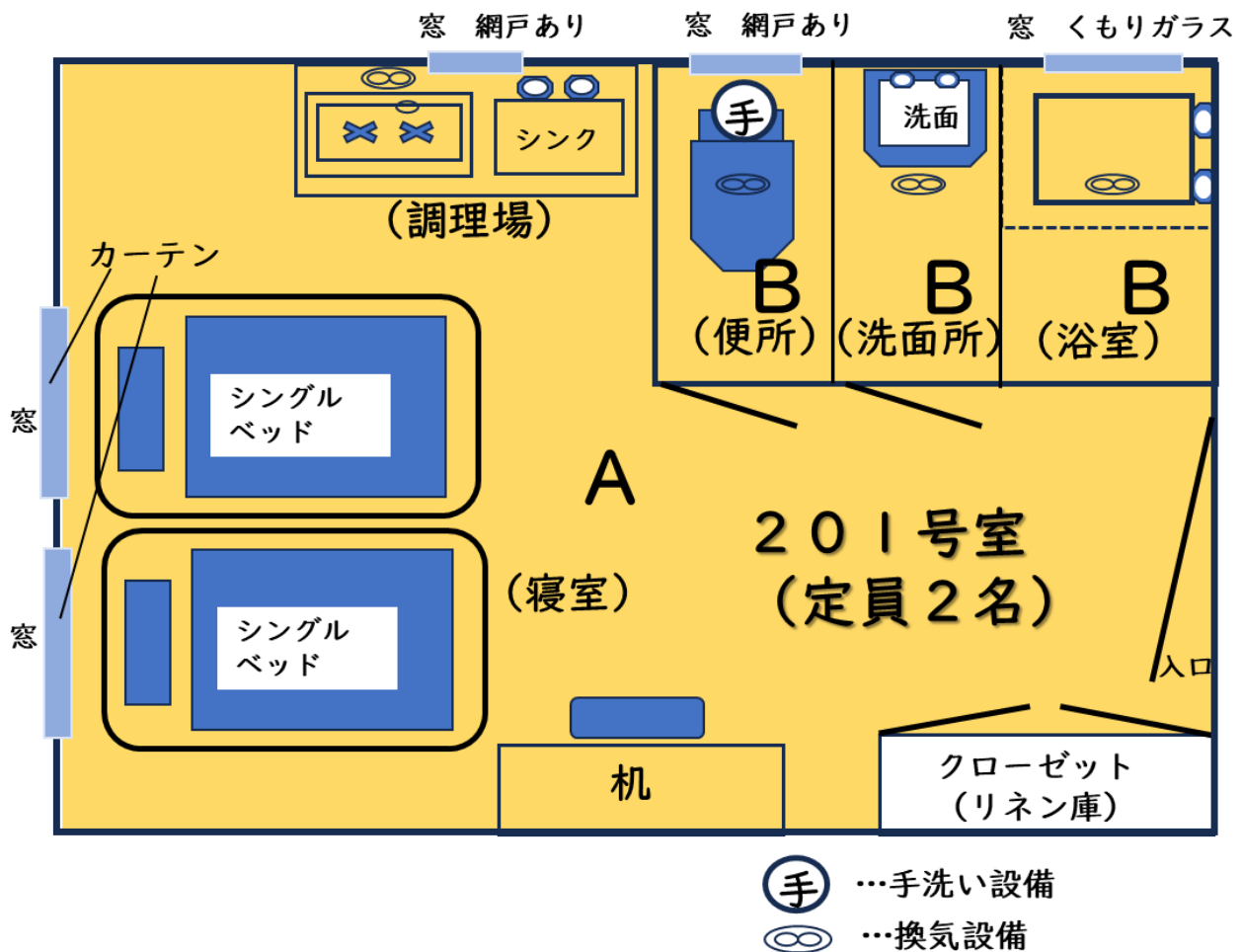
面積の算定に当たっては、建築面積等で使用する壁芯ではなく、内法（壁、柱等の内側で測定する方法）で算定してください。

【客室の床面積から除く部分】

床の間、押入れ（クローゼット※）、納戸、ロフト（小屋裏物置）等

※ ウォークインクローゼットや吊戸棚のように、客が立って容易に行動できる場合は面積に含めてください。

下図の例では、クローゼットを除いた網掛けの部分A（寝室）+B（便所、洗面所、浴室）が客室の床面積の算定範囲となり、通常は立ち入らないクローゼットは面積から除いています。



(2) 玄関帳場

	旅館・ホテル営業	簡易宿所営業
玄関帳場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。 [令 1-1-2] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場又はその他当該者の確認を適切に行うことのできる設備を有すること。 [要綱 9-(2)]
	<p>◎事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 玄関帳場又は固定電話等の通話機器等があること。 ② 迅速な対応ができる体制であること（概ね 10 分以内に駆け付けできること）。 <p>◎宿泊者名簿の正確な記載を可能とする設備を備えていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設において本人による名簿の記載を求めること。 ② 宿泊者の本人確認は視認面接により行われていること（宿泊者の顔を正面から確実に確認できること）。 <p>◎宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡しを可能とする設備を備えていること（視認面接による本人確認後に鍵の受け渡しを行うこと）。</p> <p>◎宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 宿泊者以外の出入りを確認できる場所に位置する玄関帳場又は宿泊者以外の出入りを常時鮮明な画像で確認できるビデオカメラ等の設備は、施設ごとに設置されていること。 ② ビデオカメラ等を設置する場合は、出入りがあった際の画像の確認が行われる体制であること（画像の確認は本市内で行うこと）。 <p>[規則 4 の 3、要綱 9-(1)、9-(4)]</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内に玄関帳場を設けない施設または施設内に玄関帳場を設けるが従業員等が常駐しない施設にあっては、次の事項の掲示を施設の主要な入口に行うこと。 [要綱 9-(3)] ① 宿泊施設である旨 ② 施設名 ③ 営業者又は施設管理者の氏名（※法人である場合は法人の名称）及び連絡先 ④ 許可番号及び許可年月日 	

自動チェックイン機の取扱いについて

自動チェックイン機により、宿泊者名簿の記載・本人確認・鍵の受け渡しを行う場合は、以下の要件を満たしてください。

項目	要件
宿泊者名簿の 正確な記載	(1) ①又は②の方法で、チェックイン機を操作する宿泊者の顔を正面から確実に確認できること。 ①玄関帳場から直接目視 ②カメラ等による鮮明な画像
	(2) 法令及び条例で定められた宿泊者名簿の記載項目を満たすこと。 また、宿泊者名簿は全員分記載できること。 【宿泊者名簿記載項目】 氏名、住所、連絡先、年齢、到着日時、出発日時、前泊地、行先地、客室名、国籍※、旅券番号※ ※旅券の写しの保存により、国籍及び旅券番号の欄への記載を代替可能
	(3) 予約時に得た情報を宿泊者名簿に反映させる場合は、自動チェックイン機で宿泊者が記載内容に誤り等ないことを確認し、必要に応じて修正できること。
	(4) 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、パスポートの写しを全員分とることができること。 また、パスポートの写しは、宿泊者名簿と結びついて保存できること。
客室鍵の適切な受渡し	(1) 従業員による承認操作があること。 また、以下①～③全てを確認した上で、承認すること。 ①宿泊者名簿の記載内容 ②（宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人である場合）パスポート ③宿泊者の顔（正面から）
	(2) 承認操作後に、鍵の受渡しが行われること。

(3) 共同入浴設備

旅館・ホテル営業、簡易宿所営業 共通	
共同入浴設備	<ul style="list-style-type: none"> ・脱衣場を有すること。[条例 2-(2)] ・浴室及び脱衣場の内部を外部から見通すことができないようにしていること。[条例 2-(2)] ・ろ過器を設置する場合は、十分なる過能力を有し、洗浄又はろ材の交換を行うことができるろ過器を設置するとともに、ろ過器の前に集毛器を置くこと。[条例 8-(5)-ア] ・気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造とすること。[条例 8-(5)-イ] ・内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて露天風呂の湯が内湯に混入することのない構造とすること。[条例 8-(5)-ウ] ・配管は、内部の浴槽水を完全に排水できる構造とすること。[条例 8-(5)-エ] ・貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。[条例 8-(5)-オ] ・浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、ろ過器を使用している場合は、1週間に1回以上完全に換水すること。[条例 8-(5)-サ] ・貯湯槽を有する場合は、貯湯槽内の水温を 60 度以上(最大使用時にあつては、55 度以上)に保つこととし、これにより難しい場合は消毒装置を設置すること。[条例 8-(5)-ソ] ・浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用すること。他の消毒方法による場合等は、レジオネラ属菌に対する消毒効果が塩素系薬剤と同等以上となるような方法によること。[条例 8-(5)-タ] ・湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管を設置している場合において、浴槽水の消毒に当たり塩素系薬剤を使用するときは、塩素系薬剤は、ろ過器の直前に投入すること。ただし、構造上これにより難しい場合は、この限りでない。[条例 8-(5)-チ] ・オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合は、オーバーフロー還水管及びオーバーフロー回収槽の清掃及び消毒を定期的に行い、かつ、その湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。[条例 8-(5)-テ] ・微小な水粒を発生させる設備（気泡発生装置等）を設置する浴槽の浴槽水は、毎日完全に換水するよう努めること。[条例 8-(5)-ト] ・打たせ湯には、循環している湯水を使用しないよう努めること。[条例 8-(5)-ナ] ・シャワーには、循環している湯水を使用しないこと。[条例 8-(5)-ニ] ・ろ過器等により浴槽水を循環させる場合は、浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講ずること。[条例 8-(5)-ヌ] ・入浴者の守るべき事項を浴場内の見やすい場所に掲示すること。[条例 8-(5)-ネ] ・浴槽水等を河川等に排水する場合は、適切な処理を行うこと。[条例 8-(5)-ノ] ・入浴設備の維持管理に係る衛生上の管理運営要領を作成し、これを従業員に遵守させること。[条例 8-(5)-ハ] ・旅館業を営む者(自ら入浴設備の維持管理に従事する者に限る。)又は従業員のうちから、衛生管理に係る責任者を定めること。[条例 8-(5)-ヒ] ・浴槽における原水又は原湯の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。[要領Ⅱ-1-12-(4)-2)-g-②] ・循環してろ過された湯水は浴槽の底部に近い部分で補給される構造とし、当該湯水の誤飲及びエアロゾルの発生を防止すること。[要領Ⅱ-1-12-(4)-2)-g-③] ・気泡発生装置等を設置する場合には、連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。また、点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、空気取入口から土ぼこりや浴槽水等が入らないような構造であること。[要領Ⅱ-1-12-(4)-2)-i]

- ・水位計を設置する場合は、配管内を洗浄・消毒できる構造、あるいは配管等を要しないセンサー方式であること。〔要領Ⅱ-1-12-(4)-2)-l〕
- ・調節箱を設置する場合は、清掃しやすい構造とし、レジオネラ属菌が繁殖しないように、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行えるようにすること。〔要領Ⅱ-1-12-(4)-2)-n〕
- ・サウナを設ける場合は、次に掲げるところによること。〔要領Ⅱ-1-12-(5)〕
 - ①室又は設備の内外にサウナの利用基準温度及び湿度を表示し、温度計及び湿度計を内部の容易に見える適当な位置に備え付けること。
 - ②室内又は設備内は、換気を適切に行うため、排気口は、適当な位置に設けること。
 - ③室内又は設備内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。
 - ④室内及び設備内に放熱パイプを備え付ける場合は、これが直接身体に接触しない構造であること。
 - ⑤火気や、営業中利用者の健康に異常が生じた場合など危害の発生に適切に対処し、又はこれら異常な事態が生じないよう入浴上の注意に係る表示をよく見える場所に掲示すること。

(4) 民泊の場合

旅館・ホテル営業、簡易宿所営業共通	
民泊の場合	<ul style="list-style-type: none">・旅館業を営もうとする者が、申請施設において旅館業を営む権原を有していること。[要綱 10-(1)]・施設の入口等、周辺から見えやすい場所に、次の事項の掲示を行うこと。ただし、共同住宅の場合は、共用玄関入口にも掲示を行うこと。[要綱 10-(2)]<ul style="list-style-type: none">① 宿泊施設である旨② 施設名③ 営業者又は施設管理者の氏名（※法人である場合は法人の名称）及び連絡先④ 許可番号及び許可年月日・周辺地域の生活環境への悪影響を防止するため、宿泊者に対して次の事前説明を行うこと。[要綱 10-(3)]<ul style="list-style-type: none">① 騒音対策② 施設の出入り時に注意すべきこと③ 廃棄物の取り扱い方法等④ その他近隣居住者の迷惑防止のために必要な事項

4 申請者の欠格事項

申請者が次の①から⑧のいずれかに該当するときは、許可されない場合があります。〔法 3-2〕

【申請者の欠格条件】

- ① 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- ④ 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（⑧において「暴力団員等」という。）
- ⑥ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が①から⑤のいずれかに該当するもの
- ⑦ 法人であって、その業務を行う役員のうちに①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの
- ⑧ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

5 旅館の設置場所に関する意見照会について

申請施設の設置場所が、法第3条第3項に掲げる施設（以下に記載）の敷地の周囲110mの区域内にある場合は、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、環境衛生課から以下の施設を所管する関係機関に対し、意見を照会します。〔法 3-3、3-4、条例 6、要綱 15、19〕

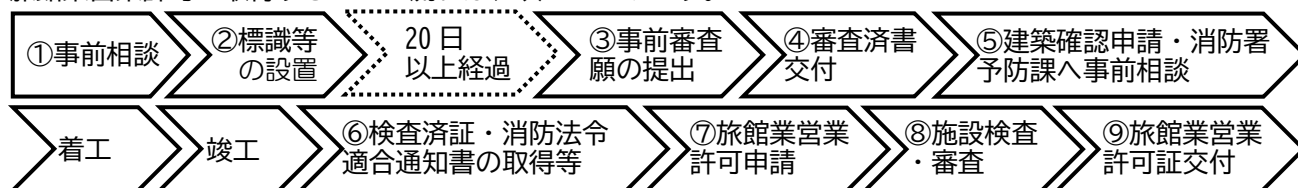
【法第3条第3項に該当する施設】

- ① 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園〔法 3-3-1〕
- ② 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く）〔法 3-3-2〕
- ③ 社会教育法第2条に規定する社会教育に関する施設〔法 3-3-3〕
- ④ 図書館法第2条第1項に規定する図書館〔条例 6-(1)〕
- ⑤ 博物館法第2条第1項に規定する博物館又は同法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設として指定された施設〔条例 6-(2)〕
- ⑥ 社会教育法第20条に規定する公民館〔条例 6-(3)〕
- ⑦ 国、地方公共団体又は独立行政法人若しくは地方独立行政法人が設置した青少年のための教育施設〔条例 6-(4)〕
- ⑧ 都市公園法施行令第2条第1項第1号に規定する都市公園〔条例 6-(5)〕
- ⑨ ④～⑧に掲げる施設に類するものとして市長が指定する施設〔条例 6-(6)〕

6 旅館業営業許可取得までの流れ

広島市では、旅館業を営もうとする者に対し、広島市旅館業許可事務及び指導要綱に基づき、事前審査願の提出を指導しています。

旅館業営業許可を取得するまでの流れは、次のとおりです。



項目	内容
①事前相談	<p>旅館業施設の計画概要が決まり次第、事前予約の上で環境衛生課へ事前相談をお願いします。来所の際は、計画図面等、施設の概要がわかる資料を持参していただきますようお願いいたします。</p> <p>【用途地域等の確認をお願いします。】 旅館業法に基づく宿泊施設の営業を予定している建物については旅館業法以外に建築基準法や消防法等の他法令にも適合させる必要があります。 特に、建築基準法において、宿泊施設の営業が可能な用途地域が定められているため、旅館業を検討する場合は、必ず事前に用途地域を確認してください。 ○インターネットをお使いの方 広島市のホームページで地図情報を提供していますので、ご利用ください。 ⇒ ひろしま地図ナビ (URL : https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/Portal) ○インターネット接続環境をお持ちでない方 市役所本庁舎【都市整備局都市計画課】、または各区役所【建築課】に設置しています「都市計画情報検索システム」をご利用ください。</p> <p>また、既存の建物を利用し、旅館業施設としての使用を検討する場合は、その建物について建築確認の手続きが不要な場合でも、建築基準法の様々な規定に適合させる必要があります。適合の判断には、専門的な知識が必要となるため、必要に応じて建築士等の専門家に相談の上、適法に計画・工事を行ってください。詳しくは、広島市ホームページ「飲食店や物販店舗、ホテル、福祉施設等を開業するときの建築物に関する注意事項 (URL : https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kenchiku/350673.html)」をご確認ください。</p>
②標識等の設置	<p>旅館業営業場所の敷地または建物の共同玄関等、公道に面する見えやすい場所に計画内容を記載した標識等を設置して、周辺住民等の意見を聞いてください。計画の説明等を求められた場合は、説明会を開催するなど、対話による解決を図ってください。 ※ 標識等は、審査済書が交付されるまで設置してください。</p>
③事前審査願の提出	<p>②標識等の設置から20日以上経過後、事前審査願を正副2通作成して環境衛生課へ提出してください。 ※ 事前審査願（鑑）、標識、計画公開結果報告書、旅館業営業許可申請の添付書類（暴力団排除に関する様式を除く）を1通とし、正副2通作成してください。</p>
④審査済書交付	<p>事前審査願の提出後、審査済書交付までの標準的な期間は30日（補正期間を除く）です。審査終了後、審査済書の交付と副本の返却を行いますので、環境衛生課窓口にて受け取りをお願いします。</p>
⑤建築確認申請・消防署予防課へ事前相談	<p>区役所建築課等へ建築確認申請を行ってください。また、消防署予防課へ事前連絡の上で事前相談を行ってください。</p>
⑥検査済証・消防法令適合通知書の取得等	<p>新築建物：検査済証（区役所建築課等）及び消防法令適合通知書（消防署予防課）を取得してください。 用途変更手続きを伴う建物：工事完了届を提出したことが確認できる書類（確認申請等台帳記載事項証明書等）及び消防法令適合通知書を取得してください。 用途変更手続きを伴わない建物：消防法令適合通知書を取得してください。なお、建築基準法に適合しているか申請時に聞き取りを行います。</p>
⑦旅館業営業許可申請	<p>旅館業営業許可申請書を正副2通作成し、手数料22,000円を添えて環境衛生課へ申請してください。 ※ 旅館業営業許可申請書（鑑）、旅館業からの暴力団排除に関する合意書に基づく様式、⑥検査済証・消防法令適合通知書の取得等で取得した書類の写し、③事前審査願の添付書類と同様の書類（事前審査願（鑑）を除く）を1通とし、正副2通作成してください。</p>
⑧施設検査・審査	<p>⑦旅館業営業許可申請内容と一致しているか、施設検査を行います。客室面積の計測、寝台の設置状況、玄関帳場その他宿泊者の確認を適切に行うことができる設備（防犯カメラ映像等）の確認等を行います。 ※ 検査の結果、不備事項等が確認された場合は、不備事項等の補正を求めます。</p>
⑨旅館業営業許可証交付	<p>旅館業営業許可申請後、営業許可証交付までの標準的な期間は30日（補正期間を除く）です。営業許可証の交付と副本の返却を行いますので、環境衛生課窓口にて受け取りをお願いします。</p>

7 事前審査・許可申請時に必要な書類等について（旅館業）

正本及び副本を提出ください。 手数料：22,000 円（※許可申請の時のみ）

（☆）：所定の様式があるため、広島市ホームページよりダウンロードしてください。

●：該当する場合のみ提出してください。

番号	項目	必要書類	備考	事前 審査	許可 申請
1-1	審査願	事前審査願（☆）	※1	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
1-2	申請書	営業許可申請書（☆）	※1	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	構造設備	構造設備等の概要（☆）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	図面	旅館の敷地から 200m以内の地域の見取図（縮尺及び方位を明示）	※2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4		施設配置図（縮尺を明示）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5		各階平面図（縮尺、各室の用途及び客室名を明示） …【記載例1】	※3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6		立面図（縮尺を明示）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7		求積図及び計算式 …【記載例2】	※4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8		●階層式の寝台を有する場合は、その断面図及び平面図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	設備等	暖房、冷房又は換気の装置を有する場合は、その構造及び仕様の概要書並びにその設置箇所を明示した図面 …【記載例3】	※5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10		照明設備の設置箇所を明示した図面 …【記載例4】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11		給排水の経路図及び給排水の設備が階層をまたいで設置されている場合は、その給排水経路の縦断面経路図又は系統図…【記載例5】	※6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12		●共同入浴設備を有する場合 (1) 脱衣場及び浴室等の詳細が分かる平面図 (2) 給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面 (3) ボイラー、ろ過器、消毒設備、貯湯槽、気泡発生装置及びジェット噴射装置等微小水粒を発生させる設備を有する場合はその構造及び仕様が分かるもの (4) 入浴者の守るべき事項を記載したもの (5) 入浴設備の維持管理に係る衛生上の管理運営要領		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	玄関帳場	●施設内に玄関帳場を設け、従業員等が常駐する場合 玄関帳場の構造が分かる図面 ●玄関帳場に代替する設備を設ける場合 …【記載例6】 玄関帳場に代替する設備の機能等に係る書類 (1) 緊急時の対応方法に関する書類 (2) 宿泊者の本人確認方法に関する書類 (3) 鍵の受け渡し方法に関する書類 (4) 宿泊者等の出入り状況の確認方法に関する書類 (5) その他（委託契約書、旅館業施設の運営に関する誓約書等）	※7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14		●玄関帳場に代替する設備を設ける場合は、営業開始後に近隣住民から苦情等があった際に、誠実に対応する旨を記載した誓約書（☆）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	掲示物等	●施設内に玄関帳場を設けない場合又は民泊の場合は、施設入口等へ掲示（又は掲示を予定）する表札 …【記載例7】	※8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16		●民泊の場合は、宿泊者に対して行う事前説明の内容及び方法が確認できる書類 …【記載例8】	※8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	営業の権原について	●民泊の場合は、申請者が申請施設において旅館業を営む権原を有していることが確認できる書類 □(1) 申請者が所有権を有する場合 所有権者を証明する不動産登記事項証明書（最新のもの、写しでも可）	※8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

		□(2) 申請者が所有権を有さない場合 ア 所有権者を証明する不動産登記事項証明書（最新のもの、写しでも可） イ 申請者が当該施設を使用することが可能であることを証明する書類（賃貸借契約書の写し等） ウ 申請者が当該施設を使用して、旅館業の許可を受けての行為を行うことを所有権者が承諾していることが確認できる書類（承諾書等） □(3) 旅館業等を営もうとする施設に係る建物全体が区分所有されている場合（分譲マンション等） ア (1)及び(2)の書類 イ 当該建物において旅館業の許可を受けての行為を行うことが禁止されていないことが確認できる書類（建物全体の管理規約等）			
18	申請者	●申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（最新のもの、写しでも可）		□	□
19		旅館業からの暴力団排除条項に係る照会様式（☆）			□
20	他法令関係	●新築建物の場合は、建築基準法に規定する検査済証の写し、用途変更手続を伴う場合は、工事完了届を提出したことが確認できる書類	※9		□
21		消防法令適合通知書の写し	※9		□
22	計画公開	標識及び計画公開結果報告書（☆）	※10	□	□

※1 施設の所在地は原則、住居表示で記入してください。

※2 申請施設の敷地から 110m、200mの範囲を示す線 を記載するとともに、旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地及び当該敷地からの距離を記載してください。

※3 平面図には寝台の配置が分かるように記載してください。（記載例1参照）

※4 必要となる求積図及び計算式は次の5種類があります。客室床面積では面積の算定方法が異なりますので注意してください。

	必要となる求積図及び計算式	算定方法
1	敷地面積、建築面積、延べ床面積、営業面積	<u>壁芯（壁や柱の中心線を基準とする長さ）</u> で計算
2	客室の床面積	<u>内法（壁や柱の内側から測った長さ）</u> で計算（記載例2参照）

※5 仕様の概要書は性能が分かるものとしてください。（記載例3参照）

※6 給水と排水の区別が容易にできるように 色付け等 をしてください。（記載例5参照）

※7 チェックイン機、防犯カメラ等の玄関帳場代替設備を使用する場合には、チェックインの流れ等に関する説明資料 を提出してください。（記載例6参照）

また、チェックイン業務、緊急対応に係る業務等を管理業者へ委託する場合には、委託契約書及び「旅館業施設の運営に関する誓約書（見本参照）」を提出してください。

※8 「民泊」とは、住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部又は一部を活用して宿泊させる施設をいいます。（住宅宿泊事業法でいう、いわゆる「民泊」とは異なります。）

※9 20及び21の書類を許可申請時に提出できない場合は、後日提出する旨等を記載した 誓約書（見本参照） を提出してください。※許可申請の時のみ

※10 標識は、新築の場合は「様式1」、新築でない又は外観に変更がない場合は「様式2」を使用してください。標識の設置期間は、事前審査願を提出する日の20日以上前から、審査済書の交付を受けるまでの間です。

（☆）の印がある書類は所定の様式があるため、広島市ホームページよりダウンロードして使用してください。それ以外の書類については、ホームページに掲載している見本を参照して作成してください。

広島市ホームページ：[旅館業の手続きや管理](#) > [申請届出等様式一覧](#)

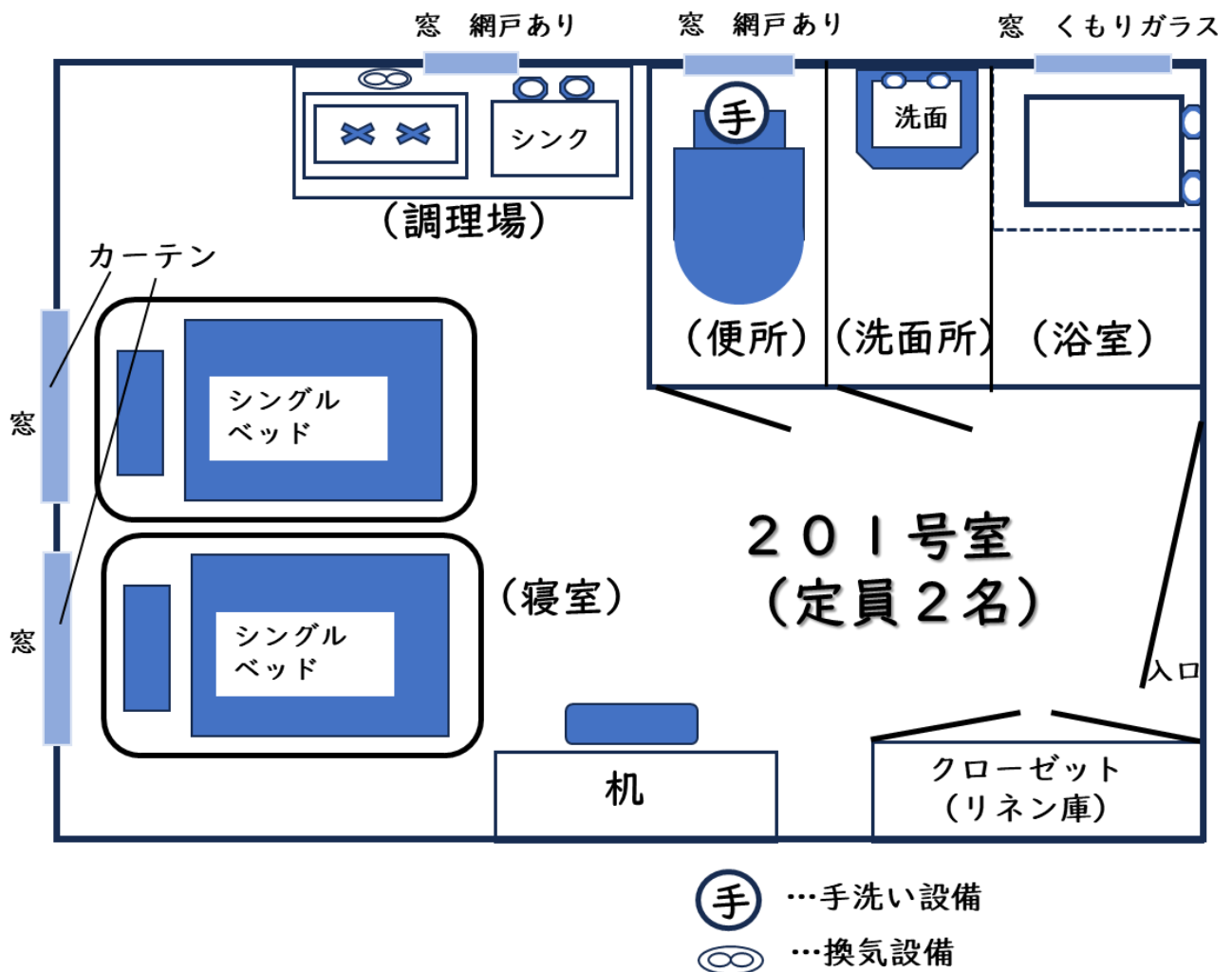
※3

【平面図（記載例）】

平面図には、定員、寝具の設置状況（シングルベッド・ダブルベッド等）、便所（手洗い設備）※1、洗面所、浴室、リネン庫、調理場、窓の位置（カーテン等の有無）※2を図示してください。

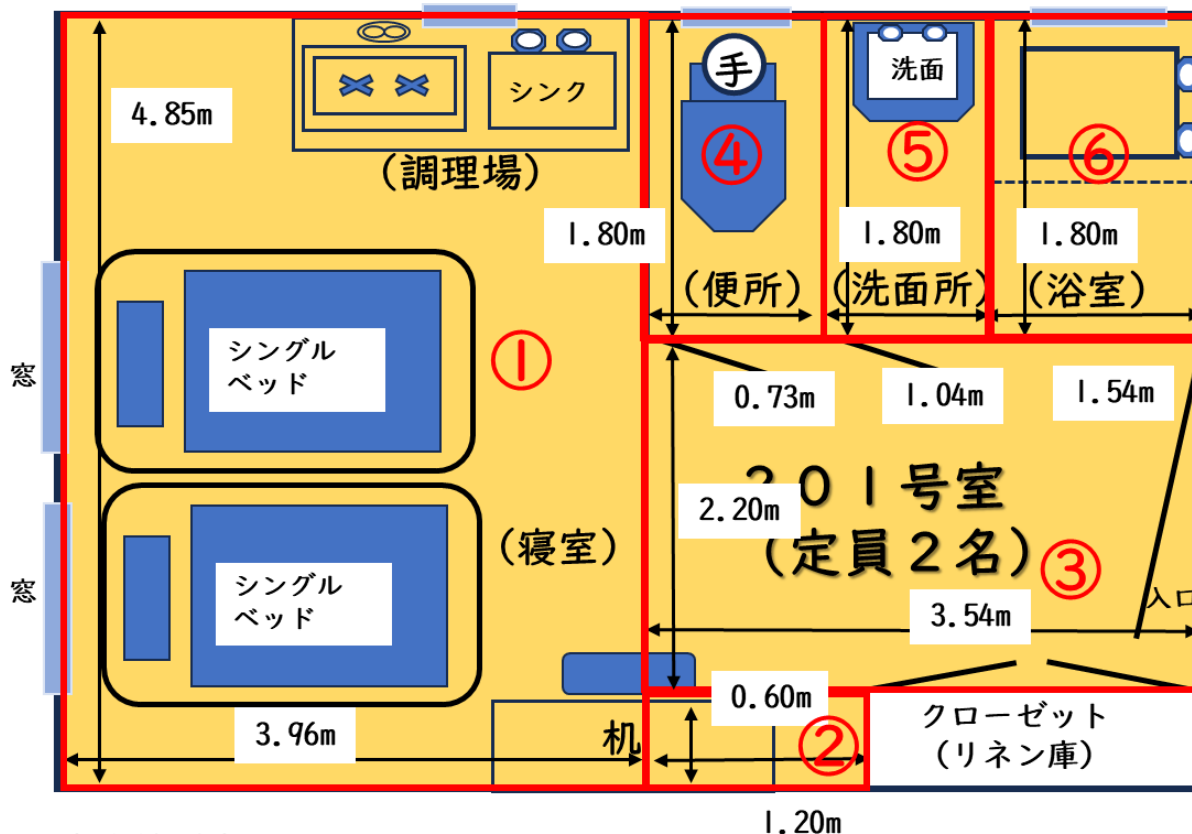
※1 便所には流水式手洗い設備が必要です。便所内又は便所を出て直ぐの場所に手洗い設備を設けてください（ロータンク式も可）。

※2 調理場及び便所の窓には防じん及びねずみ・昆虫等の防除の設備（網戸）を設置してください。



【求積図及び計算式】

(客室床面積) ※内法面積



(計算式)

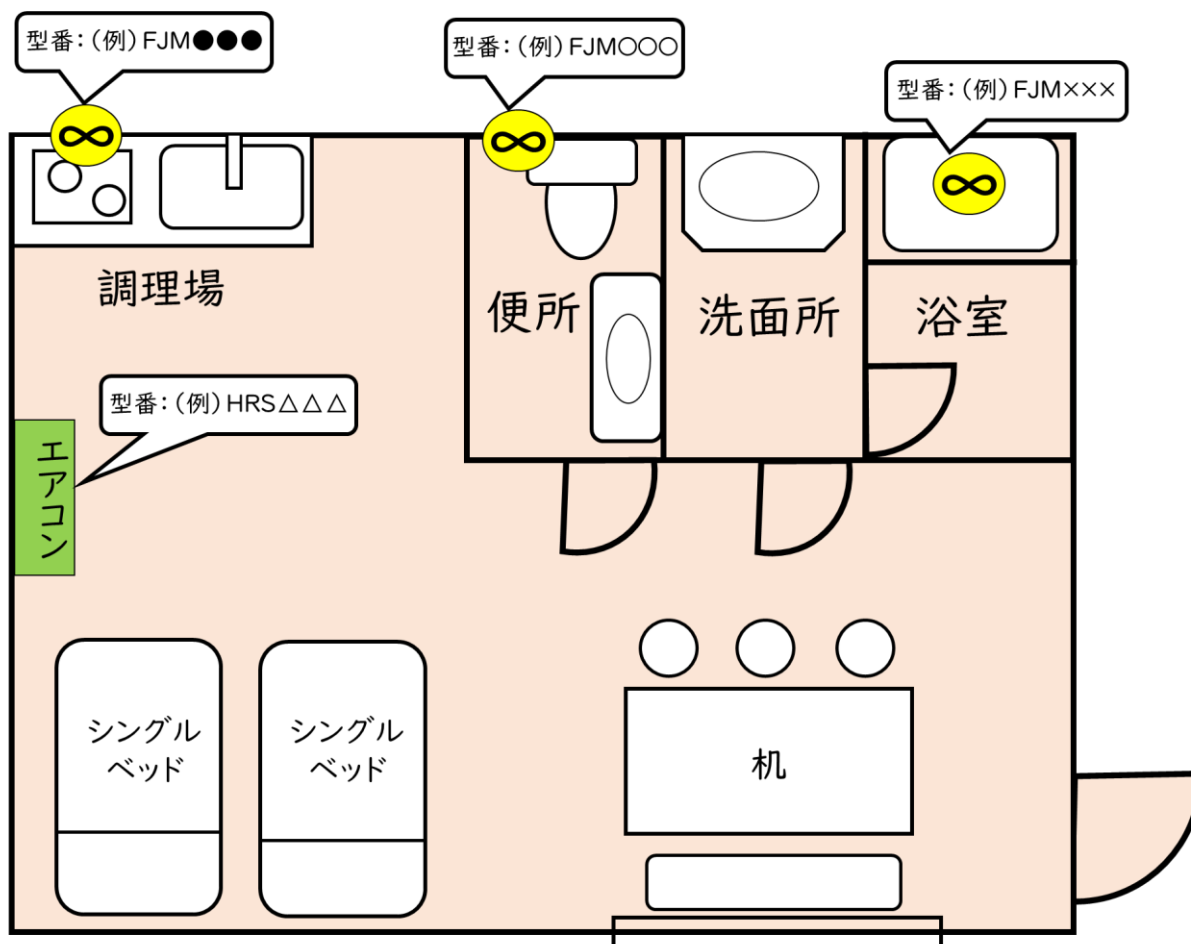
- ① $4.85 \times 3.96 = 19.206$
- ② $0.60 \times 1.20 = 0.720$
- ③ $2.20 \times 3.54 = 7.788$
- ④ $1.80 \times 0.73 = 1.314$
- ⑤ $1.80 \times 1.04 = 1.872$
- ⑥ $1.80 \times 1.54 = 2.772$

合計 $33.672\text{m}^2 \rightarrow 33.67\text{m}^2$
 (少数第3位を四捨五入)

【暖房、冷房又は換気の装置を有する場合】

- 装置すべての設置箇所及び型番を記入した図面を提出してください。
(記載例参照)
- 装置の構造が分かる概要書及び装置の性能が分かる仕様書をそれぞれ提出してください。
(装置が古い等の理由により、型番が不明な場合や仕様書が見つからない場合は装置の写真を添付してください)

〈図面記載例〉

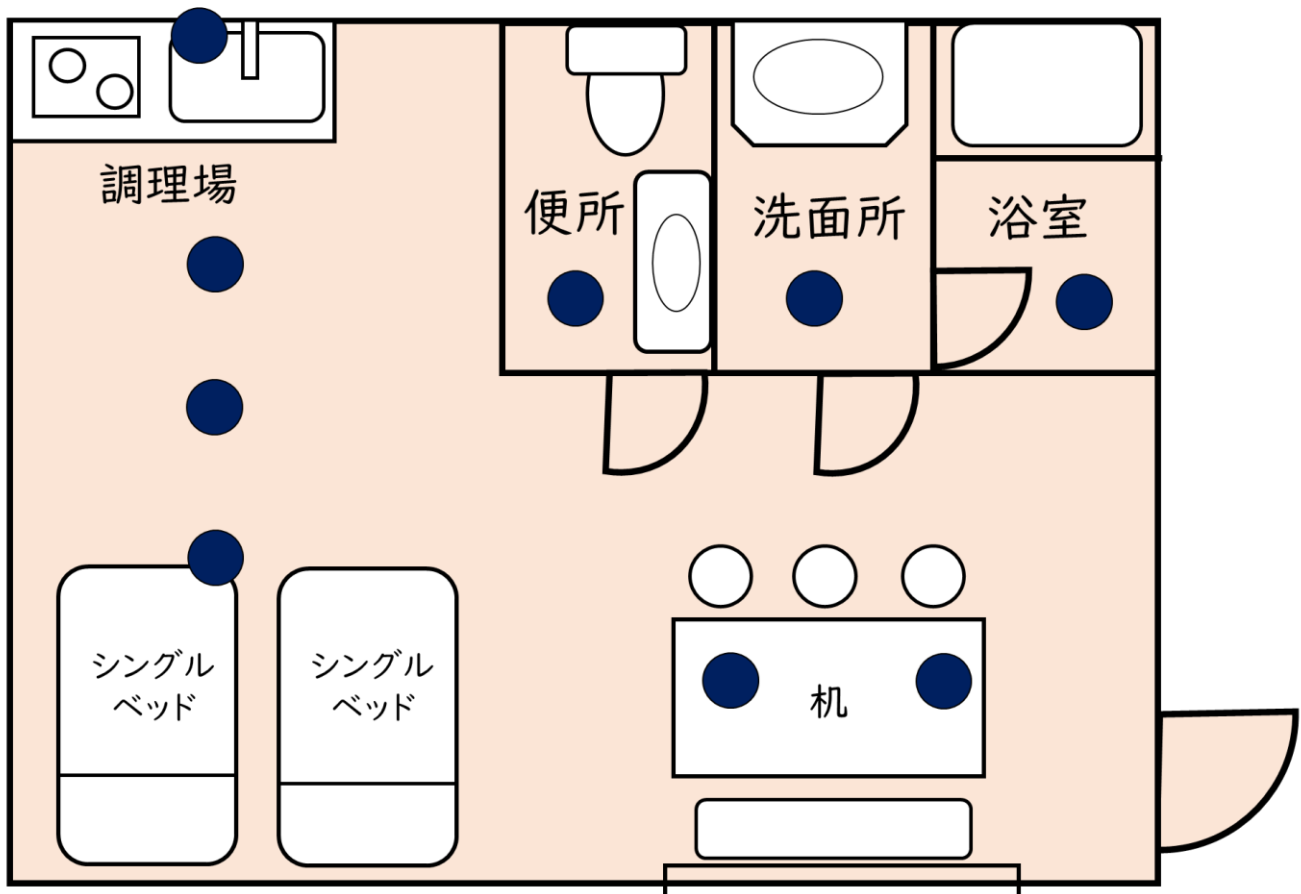


※ 図面には装置の型番を記載してください。または、番号等を振った装置リストを別に作成し、図面にはリストに対応する番号等を記載してください。

【照明設備の設置箇所を明示した図面】

- 照明設備の設置箇所を明示した図面の提出をお願いします。
- 書き方については、以下の図面記載例を参照してください。

〈図面記載例〉 ● 照明設備

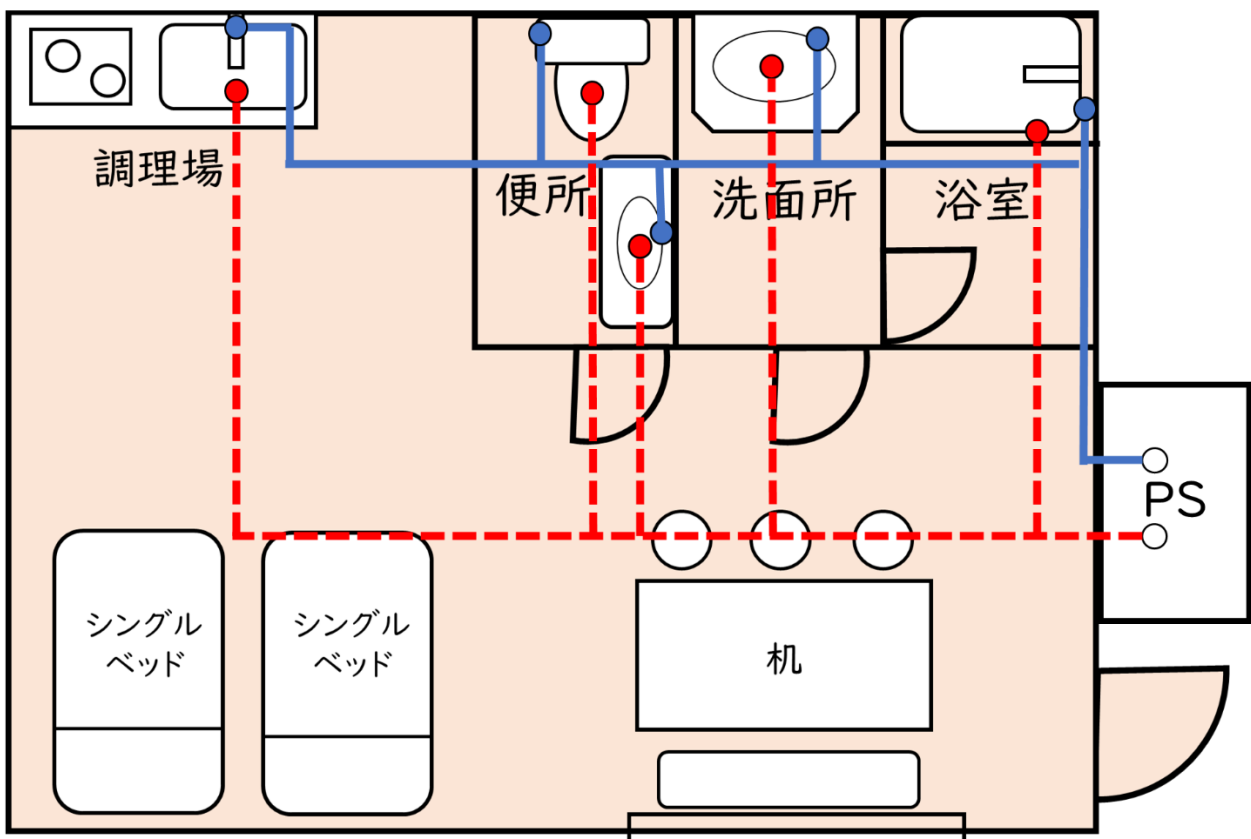


【給排水の経路図】

- 客室の給水・排水経路の状況が分かる給排水経路図の提出をお願いいたします。
- 書き方については、以下の図面記載例をご参照ください

〈図面記載例〉

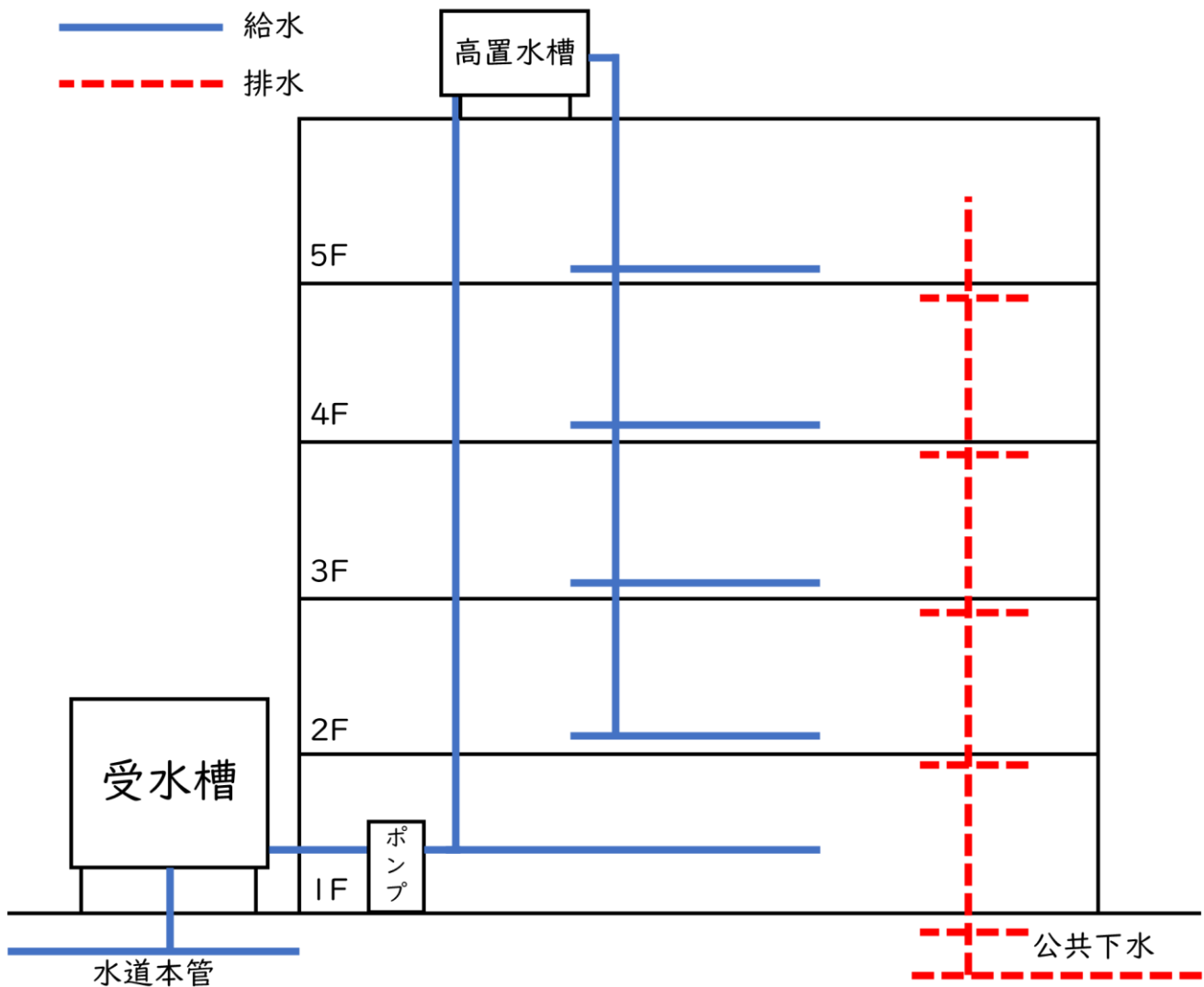
—— 給水
- - - 排水



【給排水の設備が階層をまたいで設置されている場合】

- 給排水経路の縦断面図又は系統図を提出してください。
- 給排水の方式が分かるように受水槽やポンプの設置位置、水道本管及び公共下水の引き込み位置等を記載してください。

〈系統図記載例〉



※7

【玄関帳場に代替する設備の機能に関する説明資料】（記載例）

(1) チェックインの流れ^{※1}

※ 現地記載・画像送信

- 予約時
予約完了後、予約者へ予約番号が送信される。
- チェックイン時
宿泊者はホテルのロビーに設置されたチェックイン機^{※2}に予約番号を入力する。
チェックイン機の操作画面により宿泊者名簿^{※3}を記入する。
チェックイン機のカメラで顔写真を撮影し、外国人宿泊者はパスポート写真を撮影し、送信する。
営業者事務所（広島市中区△町〇-〇）の従業員が宿泊者名簿、宿泊者の顔及び提示されたパスポート等を確認し、承認操作をする。
チェックイン機の画面に部屋番号と電子錠の鍵番号が表示される。
- 宿泊者名簿のデータ、パスポート画像等は営業者事務所に3年間保管する。

※1 予約→宿泊者名簿の記載→本人確認→承認→鍵の受け渡しの流れを記載してください。

※2 チェックイン機の操作画面の流れが分かる資料を添付してください。

※3 宿泊者全員の宿泊者名簿を記入してください。

(2) 宿泊者等の出入り状況の確認方法

客室入口に設置した監視カメラにより常時鮮明な画像で撮影し、その映像を営業者事務所（広島市中区△町〇-〇）に常駐する従業員が確認する。

※ 平面図に監視カメラの配置を記入してください

※ 監視カメラの仕様書を添付してください。

(3) 緊急時の対応方法

客室に設置した電話により、宿泊者の求めに応じて、営業者事務所（広島市中区△町〇-〇）に常駐している従業員がおおむね4分で駆け付ける。

※ 平面図に通話機器の配置を記入してください。

(4) 駆け付け経路図



※ 駆け付け手段（車、徒歩等）及び所要時間について記載してください

※7

【玄関帳場に代替する設備の機能に関する説明資料】（記載例）

(1) チェックインの流れ^{※1}

※事前入力・現地ビデオチャット

- 予約時
 予約受付時、オンラインにて宿泊者情報の記入を求める。
 外国人宿泊者についてはパスポート写真のアップロードを求める。
 予約完了後、予約者へQRコードを発行する。
- チェックイン時^{※2}
 宿泊者はホテルのロビーに設置されたチェックイン機^{※3}のカメラに向けて、QRコードをかざす。事前に記入した宿泊者情報を確認し、誤りがなければチェックボックスにチェックを入れ、宿泊者名簿^{※3}を確定する。（誤りがあれば、チェックイン機の画面上で修正する）^{※4}。

ビデオチャットにより営業者事務所（広島市中区△町〇-〇）の従業員が宿泊者名簿、宿泊者の顔及び提示されたパスポート等を確認し、承認操作をする。
 チェックイン機の画面に部屋番号と電子錠の鍵番号が表示される。

- 宿泊者名簿のデータ、パスポートの画像等は営業者事務所に3年間保管する。

- ※1 予約→宿泊者名簿の記載→本人確認→承認→鍵の受け渡しの流れを記載してください。
- ※2 チェックイン機の操作画面の流れが分かる資料を添付してください。
- ※3 宿泊者全員の宿泊者名簿を記入してください。
- ※4 チェックイン当日に、現地のチェックイン機等に事前入力した宿泊者情報を反映する場合には、宿泊者が再度内容を確認でき、チェックボックスへのチェック及び必要に応じて修正できる運用としてください。

(2) 宿泊者等の出入り状況の確認方法

客室入口に設置した監視カメラにより常時鮮明な画像で撮影し、その映像を営業者事務所（広島市中区△町〇-〇）に常駐する従業員が確認する。

- ※ 平面図に監視カメラの配置を記入してください
- ※ 監視カメラの仕様書を添付してください。

(3) 緊急時の対応方法

客室に設置した電話により、宿泊者の求めに応じて、営業者事務所（広島市中区△町〇-〇）に常駐している従業員がおおむね4分で駆け付ける。

- ※ 平面図に通話機器の配置を記入してください。

(4) 駆け付け経路図

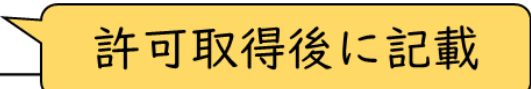


※ 駆け付け手段（車、徒歩等）及び所要時間について記載してください

【施設入口等へ掲示（又は掲示を予定）する表札】

施設内に玄関帳場を設けない場合、施設内に玄関帳場を設けるが従業員等が常駐しない場合、又は民泊の場合は、施設入口等へ表札を掲示する必要があります。

（表札の記載例）

宿泊施設 である旨	旅館業施設
施設名	広島市保健所ホテル
営業者又は施設 管理者の氏名 及び連絡先	株式会社〇〇〇 連絡先：082-〇〇〇-××××
許可番号及び 許可年月日	許可番号：広島市指令旅許第〇〇号 許可年月日： 

【宿泊者に対して行う事前説明について】

民泊の場合、周辺地域の生活環境への悪影響を防止するため、宿泊者に対して事前説明を行う必要があります。

事前説明で宿泊者に伝える内容をまとめ、提出してください。

(記載例)

ハウスルール

- **騒音対策**
夜間 22 時以降は騒がないようにしてください。
(洗濯機の使用も 22 時迄としてください)
共用スペースでの大声での会話はお控えください。
施設内での楽器の演奏は禁止です。
- **施設の出入り時の注意事項**
宿泊者以外の方の施設への出入りは禁止です。
近隣住民の迷惑となりますので、玄関扉の開閉は静かに行ってください。
- **廃棄物の取り扱いについて**
ごみは客室に設置してある指定のゴミ箱に捨て、施設の共用部には捨てないでください。
- **その他近隣住民への迷惑防止のために必要な事項**
指定の駐車場以外は使用しないでください。
自転車置き場は利用できません。

8 営業開始後に注意すること

(1) 宿泊者名簿について

宿泊者名簿を旅館業の施設又は営業者の事務所に備え、次の事項を記載し、3年間以上保存してください。宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、旅券（パスポート）の写しをとり、宿泊者名簿とともに保存してください。

【宿泊者名簿に記載する事項】

- ・ 宿泊者の氏名・住所・連絡先・年齢・到着日時・出発日時・前泊地・行先地・客室名
- ・ 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、国籍及び旅券（パスポート）番号

(2) 施設一般について

- ① 施設の周囲及び施設内は毎日清掃し、常に清潔に保ってください。
- ② 客室、廊下、階段、調理場などには十分な換気、採光及び照明を施してください。
- ③ 施設におけるねずみ、衛生害虫等の発生状況は、対象場所に応じて適切に点検し、必要に応じて適切な防除措置を講じてください。調理場は、防じん及びねずみ・昆虫類の防除を行ってください。
- ④ 換気設備は適切に清掃し、換気用の開口部は、常に開放してください。また、機械換気設備及び空気調和設備は定期的に保守点検し、故障等があれば速やかに補修してください。

(3) 客室の衛生管理等について

- ① 客室内の備品類、飲食用器具等は清潔に保管してください。
- ② 客室は収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造としてください。

(4) 洗面所、便所の管理について

- ① 洗面所は適切に清掃し、常に清潔に保ってください。また、くし、ヘアブラシ、コップ等は清潔で衛生的なものを置いてください。
- ② 便所は防臭に努めてください。また、1日1回以上清掃し、必要に応じて消毒し、常に清潔で衛生的に保ってください。

(5) 寝具などの清潔について

- ① 宿泊者に使用させる布団、枕等は、シーツ、カバーで適切に覆ってください。
- ② 寝衣や布団・枕等を覆うシーツなどの直接皮膚に接触するものは宿泊者ごとに交換してください。また、連泊する場合でも、寝衣は毎日、その他の物は3日に一度は取り替えてください。
- ③ 布団、枕、毛布等は日光に当てるなどして、湿気を取り除き、定期的に洗濯してください。
- ④ 寝具を収納する押し入れ、リネン室は清掃を行い、常に清潔に保ってください。

⑥ 浴室の衛生管理等について

- ① 浴槽水は、入浴時間中は清浄な湯水を常に供給し、適温に保ってください。
- ② 浴室内の器具（洗いおけ、腰掛等）は、湯垢を除くなど適切に清掃し、必要に応じて補修し、常に清潔で衛生的に保ってください。
- ③ 脱衣場や脱衣箱は定期的に清掃するとともに、足ふき、体重計等人が直接接触する器具は、定期的に消毒し、清潔で衛生的に保ってください。
- ④ 原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の湯水の温度を調整する目的で、浴槽の湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される水）、上がり用湯、上がり用水（洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される温水または水）で、井戸水や温泉水等を使用したもの及び浴槽水※は、次の基準に適合するよう水質を管理してください。

また、検査対象別に定められた回数により水質検査を行い、結果を3年間保管するとともに、この写しを脱衣室等入浴者が見やすい場所に掲示してください。

※ 客室内に設置された浴槽に、宿泊者自らが張湯する場合は対象外となります。（以下同じ）

【水質検査項目】

○原湯、原水、上がり用湯、上がり用水（井戸水や温泉水等を使用している場合）

検査項目	基準	回数
大腸菌 （特定酵素基質培地法）	検出されないこと	1年に1回以上
レジオネラ属菌 （ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法）	検出されないこと	

○浴槽水

検査項目	基準	回数
大腸菌 （下水の水質の検定方法等に関する 省令第6条に規定する方法）	1ml中に1個以下であること	毎日完全換水するもの：年1回以上 ろ過器を設置し毎日完全換水しないもの：年2回以上 消毒を塩素系薬剤で行っていないもの：年4回以上
レジオネラ属菌 （ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法）	検出されないこと	

- ⑤ 浴槽水の消毒には塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を毎日測定して、通常の状態において、1ℓ中0.4～1.0mgに保つとともに、その結果を3年間保管してください※。

※ 浴槽水の性質やその他の要因により塩素系薬剤を使用できないなどの場合は、この限りではありません。なお、その場合、レジオネラ属菌に対する消毒効果が塩素系薬剤と同等以上となるような方法により衛生対策を講じてください。

- ⑥ ろ過器を設置している場合は、浴槽水消毒用の塩素系薬剤は、浴槽水がろ過器に入る直前に使用してください。また、1週間に1回以上、ろ過器内部を十分に洗浄し、又はろ材を交換するとともに、循環配管を適切に消毒してください。

さらに、年に1回程度は循環配管内の生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合には過酸化水素消毒等の方法により除去してください。

- ⑦ 浴槽は、毎日浴槽水を入れ替えてください。なお、ろ過器を使用している場合は、1週間に1回以上としてください。
- ⑧ 集毛器は毎日清掃するとともに、定期的に洗浄、消毒をしてください。
- ⑨ 貯湯槽は、貯湯槽内の水温を60℃以上（最大使用時にあって、55℃以上）に保つとともに、必要に応じて、洗浄、消毒をしてください。また、1年に1回以上保守点検し、必要に応じて補修してください。
- ⑩ オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供している場合、オーバーフロー還水管及びオーバーフロー回収槽の清掃及び消毒を定期的に行うとともに、その湯水を塩素系薬剤等により消毒してください。

- ◎ 浴槽水等の水質検査の結果、「(6) 浴室の衛生管理等について④」の基準を超えていた場合には、遅滞なく、環境衛生課（082-241-7408）に報告してください。
- ◎ 施設利用者がレジオネラ症に感染し、又はその疑いがあることを知った場合は、遅滞なく、環境衛生課（082-241-7408）に報告してください。

(7) 飲料水、廃棄物の管理について

- ① 飲料水は次のような方法により、衛生を確保するよう努めてください。
 - ・ 貯水槽の保守点検及び清掃を定期的に行う*。
 - ・ 井戸水を飲用水として使用する場合は、定期的に水質検査を行う。
 - ・ 水道直結以外の水（井戸水、貯水槽経由水等）を飲用水として使用する場合、定期的に色、濁り、臭い、味に異常がないことを確認するとともに、遊離残留塩素が0.1mg/l以上になるように管理する。

※ 貯水槽のうち、水道事業者から供給される水のみを水源とし、有効容量が10tを超える場合は、簡易専用水道に該当し、水道法により年1回以上定期に清掃と厚生労働大臣の登録を受けた検査機関の検査を受けることが義務付けられています。
- ② 廃棄物は、放置しないよう適切に搬出し、処理方法に応じて分別集積し、必要に応じて速やかに処理してください。

(8) 宿泊の拒否の制限について

営業者は、次の場合を除いては、宿泊を拒んではいけません*。

- ① 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。
- ② 宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。
- ③ 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。
- ④ 宿泊施設に余裕がないとき。

- ※ 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には①～④のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、宿泊者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにしてください。

また、営業者は、①または③に該当するとして宿泊を拒んだ場合は、宿泊を拒んだ理由のほか、その日時、拒否された者とその対応に係る責任者の氏名、経緯等を記載した書面等を作成し、3年間保存してください。

(9) 差別防止の徹底等について

営業者は、特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、高齢者・障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊サービスを提供できるようにするため、従事者に対し必要な研修の機会を与えるよう努めてください。

(10) その他

- ① 従事者の健康管理に留意し、伝染性の疾病にかかっている者やその疑いのある者は従事させる業務内容に留意してください。
- ② 施設や使用水等に関する維持管理状況の実施記録は、3年間以上保存してください。

9 関係機関の連絡先

○ 建築基準法に関すること（対象建築物の所在地を管轄する区役所へ）

中区役所建設部建築課	中区国泰寺町一丁目4番21号	082-504-2579
東区役所建設部建築課	東区東蟹屋町9番38号	082-568-7745
南区役所建設部建築課	南区皆実町一丁目5番44号	082-250-8960
西区役所建設部建築課	西区福島町二丁目2番1号	082-532-0950
安佐南区役所農林建設部建築課	安佐南区古市一丁目33番14号	082-831-4952
安佐北区役所農林建設部建築課	安佐北区可部四丁目13番13号	082-819-3938
安芸区役所農林建設部建築課	安芸区船越南三丁目4番36号	082-821-4929
佐伯区役所農林建設部建築課	佐伯区海老園二丁目5番28号	082-943-9745
都市整備局指導部建築指導課	中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2288

○ 消防法に関すること（対象建築物の所在地を管轄する消防署へ）

中消防署予防課	中区大手町五丁目20番12号	082-546-3511
東消防署予防課	東区光町二丁目12番6号	082-263-8401
南消防署予防課	南区的場町二丁目5番14号	082-261-5181
西消防署予防課	西区都町43番10号	082-232-0381
安佐南消防署予防課	安佐南区緑井一丁目10番3号	082-877-4101
安佐北消防署予防課	安佐北区可部南四丁目26番13号	082-814-4795
安芸消防署予防課	安芸郡海田町堀川町3番12号	082-822-4349
佐伯消防署予防課	佐伯区五日市中央七丁目25番18号	082-921-2235

○ 食品衛生法に関すること

健康福祉局保健部食品指導課	中区富士見町11番27号	082-241-7404
---------------	--------------	--------------

○ 公衆浴場、温泉、遊泳用プール、特定建築物、簡易専用水道、クリーニング所等に関すること

健康福祉局保健部環境衛生課	中区富士見町11番27号	082-241-7408
---------------	--------------	--------------

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に関すること（対象建築物の所在地を管轄する警察署へ）

広島中央警察署生活安全課	中区基町9番48号	082-224-0110
広島東警察署生活安全課	東区二葉の里三丁目4番22号	082-506-0110
広島南警察署生活安全課	南区出汐二丁目4番65号	082-255-0110
広島西警察署生活安全課	西区商工センター四丁目1-3	082-279-0110
安佐南警察署生活安全課	安佐南区西原九丁目3-20	082-874-0110
安佐北警察署生活安全課	安佐北区可部四丁目14-13	082-812-0110
海田警察署生活安全課	安芸郡海田町つくも町1-45	082-820-0110
佐伯警察署生活安全課	佐伯区倉重一丁目26-1	082-922-0110